

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年5月13日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	平成25年1月25日 午後2時15分頃 高山市大洞町450番地4先（市道大洞5号線）		
	事故の概要	国道を右折した公用車と国道へ出ようと一旦停止していた車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	136,769円・100分の100	
	賠償金	—	136,769円	
	内 訳	保険金	—	136,769円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年4月1日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成25年2月13日 午前8時頃 高山市松之木町124番地4先（国道158号）		
	事故の概要	国道を走行中のスクールバスと反対車線において右折待ちで停車していた車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（右ドアミラー）	
	被害総額・市の過失割合	—	39,795円・100分の100	
	賠償金	—	39,795円	
	内 訳	保険金	—	39,795円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年4月15日 地方自治法第180条第1項			

No.	項目	内容		
3	発生時期・場所	平成25年3月2日 午前11時30分頃 高山市久々野町山梨89番地3先（市道山梨11号線）		
	事故の概要	市道の上り坂で停車した消防団車両が再発進した際、凍結によりスリップし、そのまま後退したことによる後続車両との接触事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（フロントバンパー等）	
	被害総額・市の過失割合	—	163,989円・100分の100	
	賠償金	—	163,989円	
	内訳	保険金	—	163,989円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成25年4月18日 地方自治法第180条第1項			